

市町村税徴収向上対策支援要項

1 目的

この要項は、市町村税の徴収率が年々低下している状況の下で、自主財源の確保と税負担の公平性確保の上から市町村が行う徴収向上への取り組みを支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の5の規定に基づき、技術的な助言等を行い、市町村税務行政の適切な運営に資することを目的とする。

2 支援の方法等

(1) 特別対策

① 支援対象市町村の決定

市町村総室長は、次のいずれかに該当する市町村の中から、必要に応じて、賦課徴収の実態を把握するため調査（実態調査）及びヒアリングを実施するとともに、該当市町村を管轄する地域振興局長の意見及び該当市町村の同意を得て、支援対象市町村を決定するものとする。

ア 前年度の徴収率が県平均を下回る市町村

イ 前年度の徴収率が95%未満で収入未済額に占める滞納繰越分の割合が県平均を上回る市町村

ウ 過去3年度の間の徴収率の低下が県平均を下回る市町村

エ その他徴収について特に助言等が必要であると認められる市町村

② 計画策定等支援

市町村総室長は、①で決定した支援対象市町村に対して、当該団体を管轄する地域振興局長の協力を得て、別に定める「計画策定等支援実施細則」により支援を行う。

(2) 一般対策

市町村総室長及び地域振興局長は、市町村に対し、必要に応じて次に掲げる支援等を行うものとする。

① 情報提供

優良対策事例の紹介や徴収率の状況等の情報提供

② 人材育成支援

地区税務協議会等主催の研修会に対する支援

③ 行財政診断における助言

「市町村等行財政診断規程」（平成5年訓令第38号）等に基づく行財政診断における市町村税徴収についての助言

(3) 個人住民税徴収向上対策との連携

この要項により実施する市町村に対する支援は、県税務課が実施する個人住民税徴収向上対策と相互に連携・協力し、効果的な施策が行われるよう努めるものとする。

附 則

1 この要項は、平成13年1月15日から施行する。

2 「市町村税徴収向上対策指導要項」は廃止する。

附 則

1 この要項は、平成17年12月13日から施行する。